

# 高齢盲重複障害者が障害者支援施設で暮らす理由

渡辺 央・木下 寿恵

Reasons why elderly blind people with multiple disabilities live in support facilities

Chika WATANABE , Toshie KINOSHITA

## 1. はじめに

### (1) 研究の背景と目的

これまで、障害福祉サービスを利用していた障害者は、65歳になると、原則として優先的に介護保険制度に位置づけられたサービスを利用することとなっていた。しかし、サービスを提供する事業所が変わることによって、障害者自身が新しい環境に適応することに困難を伴ったり、新しいサービス提供者に自身の意思や要望を理解してもらうことへの負担感が大きいとの指摘がある。厚生労働省社会保障審議会障害者部会第127回資料5「高齢の障害者に対する支援について②」では、2021年11月時点における施設入所支援サービスの利用者のうち65歳以上の割合が25.3%であり、65歳以上になっても介護保険制度に位置付けられた介護老人福祉施設等へ移行せず障害者支援施設にとどまる障害者が多くいることが示されていた。

また、「厚生労働省 令和2年度障害者総合福祉推進事業 介護保険施設等における障害福祉サービスの利用者の実態調査報告書」（2021年3月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部）では、介護保険施設における障害者の利用実態について調査分析されていたが、有料老人ホームの利用者のうち視覚障害者の割合が45%と他の種別の身体障害と比べて高くなっており、視覚障害者の介護保険制度に位置付けられた介護老人福祉施設への入所が難しいことが示されていた。

上記の2点の資料では、障害者が介護老人福祉施設等に移行していない状況について異なる視点から示されている。障害者も加齢に伴い認知症などの疾患を併せ持つことが増えていく。高齢障害者は、もともとの

障害に認知症なども加わり、障害状況がより複雑化し、介助・支援内容により個別性が求められることが考えられる。加えて、高齢の視覚障害者は「視覚障害者支援をベースにした高齢者介護の視点」が必要であるため、介護老人福祉施設等に移行することが難しく、障害者支援施設にとどまっているのではないかと推察される。視覚障害の他にも障害が重複している場合には、介助・支援はさらに高度かつ個別性が求められる。ましてや、高齢の盲重複障害者は介護老人福祉施設等へ移行することがより難しく、障害者支援施設にとどまっているのではないかと考えられる。

これらのことを踏まえて、本研究では障害者支援施設に入所している盲重複障害者の現状を把握し、高齢盲重複障害者が障害者支援施設で暮らし続ける理由について明らかにしたい。そのために、盲重複障害者が入所している障害者支援施設に対してアンケート調査を行い、協力が得られる施設にはインタビューを行うこととする。

### (2) 調査期間

2022年8月から2022年10月まで

### (3) 調査方法

盲重複障害者が入所していると思われる障害者支援施設として、「全国盲重複障害者福祉施設研究協議会加盟施設名簿」に掲載されている施設を調査対象とした。2020年4月1日現在、「全国盲重複障害者福祉施設研究協議会加盟施設名簿」に掲載されている施設入所支援サービスを提供している障害者支援施設23施設に対して、アンケート調査用紙を郵送し返送してもらった。12施設から返送され、回収率は52.2%であった。以下、12施設についてはA～Lとして表記する。

アンケート調査後に同意を得られた D・G・I・J の 4 施設には、後日インタビューを行った。インタビューでは、アンケート調査の回答内容をもとに、施設職員に対して半構造化面接を実施した。

(4) 倫理的配慮

本研究では、盲重複障害者が入所している障害者支援施設の職員に対して入所者の状況等について質問しており、侵襲・介入するような項目を含んでいない。インタビューに同意を得られた施設職員には、インタビューを始める前に「インタビューに関する説明書」

に基づき説明し同意を得た。尚、本研究は静岡福祉大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。(承認番号：SUW22-1)

2. アンケート調査の結果と分析

回答があった 12 施設について、アンケート項目ごとに分析する。(1)(2)(3)(5)は、2022 年 4 月 1 日時点の状況についてである。

(1) 施設における入所者の「年齢」の割合

表 1 は、入所者の年齢別割合をまとめたものである。

表1 入所者の年齢別割合 (2022年4月1日時点の入所者) (%) 小数点以下2桁を四捨五入

年代 \ 施設	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
10歳代	15.6			2.0	1.3	0.9				1.0		
20歳代			7.5	8.2	2.5	8.8	5.2		6.0	8.7	14.9	5.3
30歳代	25.0		15.0	6.1	5.0	6.1	6.7		14.0	8.7	10.6	7.9
40歳代	28.1	12.5	17.5	4.0	8.8	10.5	11.1	8.3	18.0	19.2	19.1	15.8
50歳代	12.5	50.0	40.0	20.4	16.3	26.3	19.3	20.8	26.0	26.9	23.4	28.9
60～64歳	9.3	17.5	10.0	6.1	18.8	9.6	13.3	10.4	8.0	13.5	10.6	13.2
65～69歳	6.3	7.5	2.5	22.4	21.3	12.2	16.3	27.1	14.0	10.6	10.6	15.8
70歳代	3.1	10.0	7.5	22.4	15.0	16.7	20.0	33.3	12.0	9.6	10.6	13.2
80歳以上	0.0	2.5		8.1	11.3	8.8	8.1		2.0	1.9		
65歳以上	9.4	20.0	10.0	52.9	47.6	37.7	44.4	60.4	28.0	22.1	21.2	29.0

最も割合が多い年代が「50 歳代」の施設は、B・C・F・I・J・K・L の 7 施設であった。B は 50%、C は 40%、F は 26.3%、I は 26.0%、J は 26.9%、K は 23.4%、L は 28.9%であった。最も割合が多い年代が「65～69 歳」の施設は、D・E の 2 施設であった。

回答のあった 12 施設における入所者全体に占める「65 歳以上」の割合は、34.5%であった。65 歳以上の割合が最も多かった施設は H で 60.4%、次いで D が 52.9%、E が 47.6%、G が 44.4%であった。65 歳以上の割合が A と C は 10%以下であったが、それ以外の施設においては 20%を超えていた。

すべての施設において 65 歳以上の入所者がいることが明らかとなった。65 歳になると、原則、介護保険サービスに移行していくこととなっているが、前述の社会保障審議会障害者部会第 127 回資料 5 と同様に、本調査においても 65 歳を超えても障害者支援施設にとどまっている現状が確認された。65 歳以上の割合が 60%を超えている施設もあり、障害者支援施設におい

て高齢化が進行していることが明らかとなった。

(2) 施設における入所者の「障害支援区分」の割合

表 2 は、入所者の「障害支援区分」の割合をまとめたものである。D は記載がなかったため、それ以外の 11 施設について示した。

障害者支援施設は、障害支援区分が区分 4(50 歳以上の者であっては区分 3)以上の者が入所対象となっている。しかしながら、A と E の 2 施設には「区分 2」の入所者がおり、A・B・E・G・H の 5 施設には「区分 3」の入所者がいる。A と E の区分 2 の入所者については入所対象外であるため、どのような入所者であるか不明である。しかし、A・B・E・G・H の「区分 3」の入所者については、50 歳以上の者であれば「区分 3」は入所対象となるため、それらは 50 歳以上であることが考えられる。

表2 入所者の「障害支援区分」の割合（2022年4月1日時点の入所者）

(%) 小数点以下2桁を四捨五入

区分 \ 施設	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	割合 (%)
区分1													0.0
区分2	13.8				1.3								0.7
区分3	10.3	2.5			10.1		4.0	8.3					3.0
区分4	44.8	17.5	17.5		31.6	0.9	13.1	33.3		1.9	25.0	3.7	14.7
区分5	13.8	40.0	35.0		41.8	7.9	32.0	56.3	10.8	11.5	33.3	3.7	25.0
区分6	17.2	40.0	47.5		15.2	91.2	50.7	2.0	89.2	86.5	41.7	92.6	56.6

記載のあった 11 施設における入所者全体に占める割合は、「区分 5」が 25.0%、「区分 6」が 56.6%で、「区分 5・6」の割合は 81.6%であった。A 以外の 10 施設では、「区分 5・6」の割合が半数以上となっており、障害が重度であることがうかがえる。最も多い障害支援区分が「区分 6」の施設は、B・C・F・G・I・J・K・

L の 8 施設であった。特に、L(92.6%)、F(91.2%)、I(89.2%)、J(86.5%)の 4 施設は入所者の 80%以上が「区分 6」と、かなり重度であることが明らかになった。

(3) 施設における入所者の「障害状況」の割合

表 3 は、入所者の障害状況について、9 種に分類しまとめたものである。

表3 入所者の「障害状況」の割合（2022年4月1日時点の入所者）

(%) 小数点以下2桁を四捨五入

障害状況 \ 施設	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	割合
視覚障害のみ	40.7	2.6	7.5	12.2	6.1		2.9	14.3					4.8
視覚障害とその他の身体障害		2.6	2.5	8.2	2.0		2.9	10.7	8.0				2.6
視覚障害と知的障害	55.6	86.8	42.5	32.7	65.3	47.1	59.6	67.9	52.0	71.1	50.0	70.3	58.0
視覚障害と精神障害			10.0	14.3	4.0		6.7	7.1	14.0		4.2		4.8
視覚障害と知的障害と精神障害			22.5	6.1	20.4	24.7	12.5		4.0			29.7	10.7
視覚障害と知的障害とその他の身体障害	3.7	2.6	10.0	6.1	2.0	15.3	13.5		22.0	28.9	16.7		12.7
視覚障害と精神障害とその他の身体障害		2.6		4.1		1.2							0.6
視覚障害と知的障害と精神障害とその他の身体障害		2.6				11.8	1.9						2.0
その他			5.0	16.3							29.2		3.7

全施設とも「視覚障害と知的障害」の割合が最も多かった。特に、B・J・L の 3 施設では、入所者の 70%以上が「視覚障害と知的障害」である。

「障害状況」の割合の上位 3 つは、「視覚障害と知的障害」が 58.0%、「視覚障害と知的障害とその他の身体障害」が 12.7%、「視覚障害と知的障害と精神障害」が 10.7%であった。上位 3 つはいずれも「視覚障害と知的障害」があり、全体の 81.4%を占めることがわかった。

(4) 「65 歳以降の生活の場」に関する意思確認

表 4 は、施設の入所者本人に「65 歳以降の生活の場」に関して意思確認をしているかどうか、また、意思確認をしている場合、どの時期に行っているかについて

まとめたものである。

J・K・L の 3 施設以外の 9 施設は、本人に対する意思確認をしていた。本人への意思確認をしている時期は、A は「入所時」「60～64 歳の間」、E・F・G・H・I の 5 施設は「状態に変化があった時」、B・C・D の 3 施設は「年に 1 回」と回答していた。「状態に変化があった時」の具体的な時期について、G・I の 2 施設へのインタビューでは、G は「食事介護などの介護量が多くなった時」「若い人と生活のペースが合わなくなった時」「要介護認定が出ると思われる時」と答え、I は「夜間、吸引・点滴などが常時必要になった時」「幻覚・幻聴・妄想などの統合失調症の症状が生じた時」と答えていた。

また、本人に対する意思確認をしていない J・K・L の 3 施設において、本人の意思を推察している方法として「家族からの聴き取り」「施設の職員による話し合い」「成年後見人」と回答していた。

表4 「65歳以降の生活の場」に関する意思確認 ※複数回答可

時期	施設	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
本人に対する意思確認		有	有	有	有	有	有	有	有	有	無	無	無
本人への意思確認の時期	入所時	○											
	60～64歳の間	○											
	65歳になる頃												
	状態に変化があった時に1回		○	○	○			○	○	○			
家族からの聴き取り											○	○	○
施設の職員による話し合い											○	○	○
成年後見人											○	○	○

インタビューにおいて、本人に意思確認をしている D は「認知症の方や軽度知的障害者の言葉をどう受け止めるかが課題」、I は「本人に意思確認することもあるが、知的障害が重い人は難しい」と答えており、本人に意思確認をしている施設も障害の程度等によりその意思の捉え方に課題を抱えていた。G は「意思確認

ができない利用者には後見人がついている」、J は「入所してから施設が後見人の手続きをサポートしており、ほぼ 100%の入所者に後見人がついている（家族後見が多い）」と答えており、これらの施設は、本人への意思確認ができない入所者に対しては後見人による支援を行う体制を整えていた。

本人の意思確認が難しい場合には、成年後見人をつける支援が重要であることが明らかとなった。一方、認知症や軽度知的障害がある場合には、本人が発する言葉の真意や背景を的確に理解することが必要であり、知的障害の程度の違いによる意思確認の難しさがうかがえる。

(5) 65 歳以降の生活の場として「現在いる施設」を希望している入居者数と割合

表 5 は、65 歳以降の生活の場として「現在いる施設」を希望している入所者数と割合をまとめたものである。

H・K の 2 施設は記載されていなかったため、それ以外の 10 施設について結果を示した。

表5 65歳以降の生活の場として「現在いる施設」を希望している入所者数と割合

種別	施設	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	合計
入所者数	全入所者(人) a	32	40	40	49	80	114	135	48	50	104	47	38	777
	「視覚障害と知的障害」入所者(人) b	15	33	17	16	32	40	62	19	26	64	24	26	374
「現在いる施設」を希望している入所者数	全入所者(人) c	5	37	38	36	6	85	104		50	90		37	488
	「視覚障害と知的障害」入所者(人) d	3	33	17	16	4	40	62		26	64		26	291
「現在いる施設」を希望している割合 c/a (%)		15.6	92.5	95.0	73.5	7.5	74.6	77.0		100	86.5		97.4	62.8
「視覚障害と知的障害」入所者のうち「現在いる施設」を希望している割合 d/b (%)		20.0	100.0	100.0	100.0	12.5	100.0	100.0		100.0	100.0		100.0	77.8

A・E の 2 施設以外の 8 施設では、70%以上の入所者が 65 歳以降も現在いる施設での生活を希望していることが明らかになった。

「入所者の『障害状況』」において全施設とも「視覚障害と知的障害」の割合が最も多かったため「視覚障害と知的障害」のある入所者に焦点をあててみると、B・C・D・F・G・I・J・L の 8 施設では 100%、A は 20.0%、E は 12.5%を占めていた。A・E の 2 施設以外の 8 施設では、「視覚障害と知的障害」のある入所者すべてが 65 歳以降も「現在いる施設」での生活を希望していることが明らかになった。

(6) 65 歳以降の生活の場として「現在いる施設」を希望している理由

表 6 は、65 歳以降の生活の場として「現在いる施設」を希望している理由を、職員が把握している範囲でまとめたものである。回答は自由記載であるため、その記載内容から類似しているものを分類し、その記載の

意味が損なわれないようにして項目をつけた。

希望理由は、「入所者の立場から」「入所者・家族の両者の立場から」「家族の立場から」の 3 つに分類することができる。

表6 65歳以降の生活の場として「現在いる施設」を希望している理由

	理由	施設	
【入所者】	長年住み慣れた仲間と一緒に生活したい	C・F・G・H	
	新しい環境に慣れるのに時間がかかる	視覚障害があるため、環境が変わると場所や位置などを覚えなければならない	G・H・L
		環境の変化が苦手、新しい環境に慣れるのに時間がかかる	G・I
		現在いる施設に慣れている	C
	現在の生活が楽しい	C・G	
【入所者】 【家族】	新しい人間関係を築くことに不安がある	G・L	
	相談できるなじみの職員がいる	C・G・I・L	
【家族】	家族が、現在いる施設での生活に安心している	G・K	
	他の施設の状況が分からない	C	
	他に障害者支援に関する資源がない	K	

「入所者の立場から」として最も多かった理由は、「長年住み慣れた仲間と一緒に生活したい」で、C・F・G・H の 4 施設が挙げていた。次に多かった理由は「新しい環境に慣れるのに時間がかかる」で、その内訳と

して「視覚障害があるため、環境が変わると場所や位置などを覚えなければならない」が G・H・L、「環境の変化が苦手、新しい環境に慣れるのに時間がかかる」が G・I、「『現在いる施設』の環境に慣れている」が C であった。その他の理由として、C・G は「現在の生活が楽しい」、G・L は「新しい人間関係を築くことに不安がある」を挙げていた。

「入所者・家族の両者の立場から」の理由としては、「相談できるなじみの職員がいる」というもので、C・G・I・L の 4 施設が挙げていた。

「家族の立場から」として最も多かった理由は「家族が、『現在いる施設』での生活に安心している」で、G・K の 2 施設が挙げていた。C は「他の施設の様子がわからない」、K は「他に障害者支援に関する資源がない」を挙げていた。

以上のことより、入所者は「職員や他の入所者と良好な関係性が築かれており、現在の生活に慣れていて楽しいこと」と「視覚障害があることにより新しい環境への適応が難しいこと」の 2 つの理由に大別されていた。視覚障害者は環境が変化することにより、施設の構造などの物理的環境を新たに覚えることに負担を伴うため、「現在いる施設」での生活を希望していることが明らかになった。家族は「相談できる職員がおり、入所者が『現在いる施設』での生活に安心していること」と「他の施設を知らないこと」の 2 つの理由に大別されることが明らかになった。入所者・家族ともに、「現在いる施設」での生活に安心感を抱いている様子が見えてくる。

#### (7) 他の施設に転居した理由と転居した入所者数

表 7 は、「入所者が他の施設に転居した理由」をまとめたものである。

表7 入所者が他の施設に転居した理由 ※複数回答可

転居理由	施設	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
本人が希望したため					○	○		○	○				
家族が希望したため					○			○					
認知症の症状がみられるようになったため		○				○		○					
医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養）が必要になったため							○	○		○	○		
身体障害が重くなったため		○				○			○				○

「本人が希望したため」を D・E・G・H の 4 施設、「家族が希望したため」を D・G の 2 施設、「認知症の症状がみられるようになったため」を B・E・G の 3 施設、「医療的ケア（喀痰吸引・経管栄養）が必要になったため」を F・G・I・J の 4 施設、「身体障害が重くなったため」を B・E・H・L の 4 施設が挙げていた。

インタビューにおいて、転居した理由の詳細を確認すると「本人・家族の希望で、転居した場合の理由」として、D は「本人は地元のアパートでの生活を希望したが、家族の希望でグループホームへ移った」、G は「本人が出身地への転居を希望したが、家族が難色を示した」としていた。また、「認知症のため、転居した場合の状態」としては、G は「場所の把握が難しくなった状態」としていた。「医療的ケアが必要になり、転居した場合の状態」としては、G は「喀痰吸引・経管栄養が必要な状態」、I は「点滴や常時の喀痰吸引が必要な状態」、J は「経口摂取ができなくなり経管栄養が必要な状態」で、看護師は夜間・週末は不在になるため」としていた。D はアンケートの回答において「身体障害が重くなったため」の転居はしていないといたが、「施設には機械浴の設備がないため、大浴場での入浴が困難になった場合」に転居を考えると答えていた。

回答のあった 12 施設において 2019～2021 年度までの過去 3 年間に、他の施設に転居した入所者数は 32 人であり、うち高齢者対象の入所施設に転居した人数は 21 人であった。そのうち、「養護盲老人ホーム」へ転居したのは E が 1 人、G が 7 人であり、「特別養護盲老人ホーム」へ転居したのは E が 2 人、L が 1 人、「特別養護老人ホーム」へ転居したのは G が 6 人、H が 1 人、L が 1 人であった。「養護盲老人ホーム」や「特別養護老人ホーム」へ転居していた G には同法人内にこれらの種別の施設が併設されていた。「介護療養型医療施設」への転居は B が 1 人、J が 1 人、「救護施設」への転居は I が 1 人、「その他」への転居は A が 1 人、B が 2 人、D が 1 人、F が 2 人、G が 3 人、J が 1 人、L が 2 人であった。「その他」の施設に関しては、D と J は「グループホーム」、G は「重度の身体障害者を対象とした障害者支援施設」であった。

これらのことから、本人が希望して転居する場合はあるものの、家族の希望が転居先に影響することがうかがえた。また、認知症による症状が見られるようになること、喀痰吸引や経管栄養、点滴などの医療的ケアが必要になること、現在の施設での設備では介護が難しくなることによって転居を考えており、そのような場合に「特別養護老人ホーム」「特別養護盲老人ホーム」「介護療養型医療施設」などに転居していることが推察された。

(8) 入所者が他の施設に転居することに難しさを感じている理由

回答のあったすべての施設において「入所者が他の施設に転居することについて難しさを感じている」としていた。「難しさを感じている理由」は自由記載であるため、その記載内容から類似しているものを分類し、その記載の意味が損なわれないようにして項目をつけた。

表 8 は、「入所者の転居について難しさを感じている理由」をまとめたものである。

表8 入所者の転居について難しさを感じている理由

理 由	転居する難しさを感じている施設
盲重複障害者を受け入れてくれる入所施設は少ない(ほとんどない)	A・B・I・L
市町村による措置が進まず、養護老人ホーム(養護盲老人ホーム)への転居ができない	E・G・H
介護保険施設では、障害特性への適切な対応が不十分である	A・J・K
現在の施設において本人・家族・職員間での密な人間関係が存在している	C・I
視覚障害があっても、生活が自立していると要介護認定に反映されにくい	H
知的障害と視覚障害の重複障害があるため、新しい環境に順応することが難しい	L
転居時の利用契約に後見人が必要である	D

「難しさを感じている理由」として、A・B・I・Lの4施設は「盲重複障害者を受け入れてくれる入所施設は少ない(ほとんどない)」を、E・G・Hの3施設は「市町村による措置が進まず、養護老人ホーム(養護盲老人ホーム)への転居ができない」を、A・J・Kの3施設は「介護保険施設では、障害特性への適切な対応が不十分である」を挙げていた。C・Iの2施設は「現在の施設において本人・家族・職員間での密な人間関係が存在している」を、Hは「視覚障害があっても、生活が自立していると要介護認定に反映されにくい」を、Lは「知的障害と視覚障害の重複障害があるため、新しい環境に順応することが難しい」を、Dは「転居時の利用契約に後見人が必要である」を挙げていた。

これらのことから、転居に際しては、視覚障害と他の障害を併せ持つ重複障害者を受け入れてくれる施設はほとんどないに等しいこと、養護老人ホームまたは養護盲老人ホームは市町村の判断による措置入所になるため市町村によっては転居が難しいこと、介護保険施設では障害特性に応じた対応が難しいことなどの課題があることがわかった。また、障害支援区分が重度であっても必ずしも要介護認定に反映されないため、介護保険施設の入所要件を満たさない現状があることが示された。

### 3. 結論

以上の結果と分析より明らかになった「障害者支援施設に入所している盲重複障害者の現状」と「高齢盲重複障害者が障害者支援施設で暮らす理由」について整理する。

#### (1) 障害者支援施設に入所している盲重複障害者の現状

障害者支援施設における入所者像の全国的な傾向については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームの第31回会議(2023年7月25日)における社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会によるヒアリング資料2「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等」において示されていた。それによると、65歳以上の割合は37.1%、障害支援区分の割合は「区分6」が67.5%、「区分5」が20.6%で、「区分5・6」の割合が88.1%であった。障害の種類は「身体障害」が最も多く、次いで「身体障害+知的障害」が多かった。「医療的ケア」の実施状況としては、「吸引(口鼻腔・気管内吸引)」は5.5%、「経管栄養(経鼻胃管、胃瘻、経鼻瘻腸管、腸瘻、食道瘻)」は8.9%であった。また、2021年10月1日～2022年9月30日の間に「地域移行、転居」した利用者は356人おり、高齢者対象の「入所施設」に転居した人数は76人で、「地域移行、転居」した利用者数に占める割合は21.3%であることが示されていた。

本研究におけるアンケート調査では、入所者全体に占める「65歳以上」の割合は34.5%であり、障害支援区分の割合は「区分5」が25.0%、「区分6」が56.6%で、「区分5・6」の割合は81.6%であった。障害の種類は「視覚障害と知的障害」が58.0%、「視覚障害と知的障害とその他の身体障害」が12.7%、「視覚障害と知的障害と精神障害」が10.7%であった。2019～2021年度までの過去3年間に、高齢者対象の入所施設に転居した人数は21人で、他の施設に転居した入居者数に占める割合は65.6%であった。他の施設に転居した理由として、F・G・I・Jの4施設が「医療的ケア(喀痰吸引・経管栄養)が必要になったため」、B・E・H・Lの4施設が「身体障害が重くなったため」を挙げており、現在の施設における人員配置と設備での支援の課題が示されていた。

本研究における調査対象施設は、65歳以上の割合と障害支援区分の状況は全国的な傾向と同等であった。

回答のあった 12 施設のうち 8 施設では、「視覚障害と知的障害」のある入所者すべてが 65 歳以降も「現在いる施設」での生活を希望しており、盲重複障害者は障害者支援施設での生活の継続を望む傾向があることがわかった。

#### (2) 高齢盲重複障害者が障害者支援施設で暮らす理由

「現在いる施設」にいる理由としては、他の施設に転居することが難しい場合と「現在いる施設」を希望する場合の、2つがあることがわかった。

他の施設に転居することが難しい理由としては、介護がそれほど必要のない高齢盲重複障害者では養護老人ホームまたは養護盲老人ホームが候補となるものの、これらの施設は市町村の判断による措置入所になるため、市町村の財源によっては転居が難しいことが示されていた。また、高齢盲重複障害者を受け入れる施設はほとんどないに等しく、介護保険施設ではこれまで培ってきた生活の継続が容易ではないことがわかった。

「現在いる施設」を希望する理由としては、入所者・家族ともに、現在いる施設の職員や他の入所者と良好な関係が構築されており、安定した生活の継続を望んでいることがうかがえた。加えて、視覚障害者は施設の構造などの物理的環境を新たに覚え、新しい環境に適応することが難しく、そのため「現在いる施設」での生活を希望していることが明らかになった。

視覚障害者にとっては、自立した生活を継続するためには物理的環境は非常に大きな背景因子となる。さらに、本研究における調査対象施設では「視覚障害と知的障害」を併せ持つ割合が非常に高く、知的障害のある入所者に対する意思形成支援と意思表示支援に難しさを伴うことから、障害者支援施設職員や家族など支援する側の人的環境も大きな背景因子であることがわかった。高齢盲重複障害者にとっては、物理的環境と人的環境に加えて、長年ともに生活してきたなじみのある人間関係の中で安定した生活を継続できることが、より重要になることが示された。

#### 4. おわりに

本研究の調査対象である障害者支援施設は、「視覚障害+知的障害」など、身体障害に加えて知的障害を併せ持っている盲重複障害者が多く、そのことが高齢者を対象としている介護保険施設からすれば、対応に困難さを感じ受け入れが進みにくい背景となっていることがうかがえる。また、現在、障害福祉サービスを利用

している障害者は、65 歳になると、原則として優先的に介護保険制度に位置づけられたサービスを利用することとなっているが、実際は介護保険施設では障害の特性やそれに応じた支援のあり方に関する知識と経験が十分ではなく、介護保険施設と障害者支援施設における介護・支援の質と量の違いが存在することが示された。

2022 年 6 月に示された「障害者総合支援法施行後 3 年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会報告書～」において、今後の取り組みとして「障害者支援施設の在り方」について「障害者支援施設における重度障害者等の支援体制の充実」を提言している。その中で、「個々の利用者に対する支援の質の向上に向けて、ユニット化や個室化など適切な個別支援に向けた必要な生活環境の把握を進めるとともに、障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割を踏まえ、現行の人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等について検討すべきである」と述べていた。

介護保険施設に移行せず障害者支援施設での生活を継続していく高齢障害者を支援していくためには、入所者の障害状況に合わせてフレキシブルに施設における設備を改修できる費用の補助や看護職員の加配などが実現することを期待したい。

本研究において、長年障害者支援施設に生活する中で、高齢化し重度化していく様子が示されていた。また、家族が本人の意思表示や意思決定が難しいと考え、家族自身の希望を踏まえて、本人の生活の場を決定している様子もうかがわれた。障害者が高齢になり介護保険サービスを利用する段階になって、「生活の場」についての意思を確認しても、自己決定・自己選択することは難しい。近年、医療・福祉分野において意思決定支援を推し進めようとしている。今後さらに、障害者の意思を最大限に尊重しながら「生活の場」について自己決定・自己選択していくための意思決定支援が重要となってくる。そのため、支援開始時から専門職が意識的に意思決定支援をしていき、より本人の希望を尊重した支援を実現していくことが求められる。

2024 年度の障害福祉サービス等報酬改定において、施設入所支援サービスでは「すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならない」と運営基準に規定することとなった。すべての入所者に対して、生活の場に関する意向確認がされるように

なったことの意義は大きい。国は地域移行のための支援を進めようとしているが、すべての入所者が地域での生活に移行することが目的ではなく、本人がどこで暮らしたいかという意向が最大限に尊重されることが重要である。地域移行を希望している入所者はその意向が尊重され、現在いる施設での生活の継続を希望している入所者の意向も尊重されるといった、本人の意向に基づいた支援が広がっていくことが望まれる。

#### 引用・参考文献

1. 木下寿恵・渡辺央 (2024) 「施設入所支援サービスにおける高齢者重複障害者の現状」『日本地域福祉学会第 38 回大会(東京大会)資料集』 159
2. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 (2022) 「高齢の障害者に対する支援について②」厚生労働省社会保障審議会障害者部会第 127 回資料 5
3. 厚生労働省社会保障審議会障害者部会(2022)「障害者総合支援法改正施行後 3 年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」 19
4. 厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(2024) 「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」 36-37
5. 白江 浩(2023) 「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第 31 回会議ヒアリング資料 2
6. 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社政策研究事業本部(2021)「厚生労働省 令和 2 年度障害者総合福祉推進事業 介護保険施設等における障害福祉サービスの利用者の実態調査報告書」
7. 渡辺央・木下寿恵 (2023) 「『施設入所支援』における高齢重度知的障害者の実態 — 『令和 3 年度全国知的障害児・者施設・事業実態調査』から—」『日本地域福祉学会第 37 回大会(長野大会)報告要旨集』 260



# A県における保育士等を対象とした 「こども家庭ソーシャルワーカー」に関する意識調査

灰谷 和代・永野 典詞<sup>1)</sup>・香崎 智郁代<sup>2)</sup>・立花 直樹<sup>3)</sup>・葛谷 潔昭<sup>4)</sup>  
竹下 徹<sup>5)</sup>・牛島 豊広<sup>6)</sup>・佐藤 昭洋<sup>7)</sup>・川 英友<sup>8)</sup>

Attitude Survey on “Child and Family Social Workers” among Child Care Workers, etc. in Prefecture A.

Kazuyo HAITANI, Tenji NAGANO<sup>1)</sup>, Chikayo KOUZAKI<sup>2)</sup>, Naoki TACHIBANA<sup>3)</sup>, Kiyooki KUZUYA<sup>4)</sup>,  
Toru TAKESHITA<sup>5)</sup>, Toyohiro USHIJIMA<sup>6)</sup>, Akihiro SATO<sup>7)</sup>, Hidetomo KAWA<sup>8)</sup>

1) 2) 九州ルーテル学院大学 (Kyushu Lutheran College) ,3) 関西学院短期大学 (Kwanseigakuin Junior College) ,4) 豊橋創造大学短期大学部 (Toyohashi Sozo Junior College) ,5) 6) 周南公立大学 (Shunan University) ,7) 東洋大学 (Toyo University) ,8) 静岡英和学院大学 (Shizuoka Eiwa Gakuin University)

## 1. はじめに

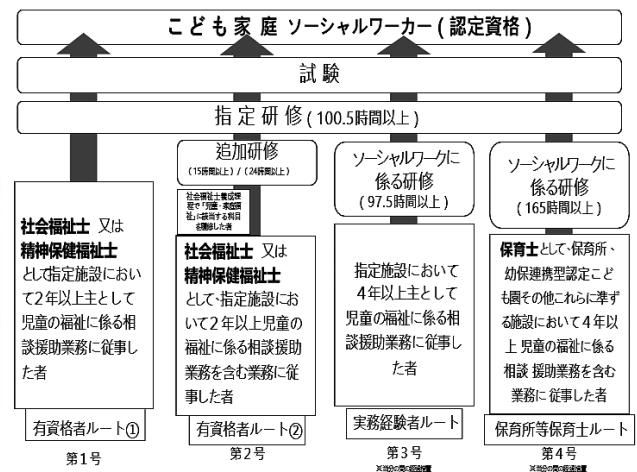
こども家庭庁の報告<sup>1)</sup>によると1990 (平成2)年度当時の児童相談所における児童虐待対応件数は1,011件、2022 (令和4)年度は、214,843件 (確定値)となった。児童虐待対応件数の増加の背景には、子どもと家庭を取り巻く環境の変化や子どもと家庭が抱える課題やニーズが多様かつ複雑になっていることが考えられ、昨今、子ども家庭福祉領域では喫緊の対応課題となっている。

このような背景の中、国は2022 (令和4)年の改正児童福祉法<sup>2)</sup>によって、子ども家庭福祉分野の専門的な新たな資格として「こども家庭ソーシャルワーカー (認定資格)」を創設した。2024 (令和6)年度から、一定の実務経験のある有資格者や現任者を対象とした4つのルート (図1) の研修が始動している。なお、本研究当初の時点では、現在の第2号ルートのない3つのルートが想定されていたが、その後、検討がなされ、現行の4つのルート<sup>3)</sup>となった。

こども家庭ソーシャルワーカーの取得をめざす受講生は、資格の有無や実務経験の状況にあわせて各ルート (表1) に振り分けられ、各ルートの受験に必要な研修 (指定研修・追加研修・ソーシャルワーク研修) が修了した後に実

施される試験を受験して合格することで「こども家庭ソーシャルワーカー (認定資格)」を取得できる仕組みになっている。4つのルートの中で、研修時間数が最も短いのは、有資格ルート① (第1号) の100.5時間であり、研修時間数が最も長いのは、保育所等保育士ルート (第4号) の265.5時間で、第1号と比べると倍以上の時間数の研修を受講する必要がある。本研究では、この最も研修受講時間数の長い保育所等保育士ルート (第4号) に焦点を当てて調査研究を進めた。

図1：こども家庭ソーシャルワーカー (認定研修)



出典：一般財団法人ソーシャルワークセンター4  
(<https://www.jswc.or.jp/>, 2024.10 閲覧)

表1：こども家庭ソーシャルワーカー認定研修ルート

<p><b>有資格者ルート①【第1号】</b>                  社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者                  ※指定研修（100.5時間）を受講する。</p>
<p><b>有資格者ルート②【第2号】</b>                  社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者                  ※追加研修（24時間）・指定研修（100.5時間）を受講する。</p>
<p><b>実務経験者ルート【第3号】</b>                  指定施設において4年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者                  ※ソーシャルワーク研修（97.5時間）・指定研修（100.5時間）を受講する。</p>
<p><b>保育所等保育士ルート【第4号】</b>                  保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者                  ※ソーシャルワーク研修（165時間）と指定研修（100.5時間）を受講する。</p>

出典：一般財団法人ソーシャルワークセンター  
 (<https://www.jswc.or.jp/>, 2024.10 閲覧) を参考に作成

## 2. 研究目的

本研究では、こども家庭ソーシャルワーカー（認定研修）の「保育所保育士ルート」に該当する保育士等を対象に、こども家庭ソーシャルワーカーに関連したアンケート調査を実施することで、保育現場における「こども家庭ソーシャルワーカー」の認知度や関心度、こども家庭ソーシャルワーカーに関連した保育現場における「保護者・子育て支援」の現状を明らかにすることを目的とする。

## 3. 研究方法

保育士・社会福祉士の養成校に所属する教員・研究者により本研究を検討する共同研究チームを立ち上げ、厚生労働省（2023）の「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会 とりまとめ<sup>5)</sup>」等の、関連資料や先行研究等を参考に、研究対象や調査項目、調査方法や分析方法等を検討して研究を進めた。

### (1) 調査対象

こども家庭ソーシャルワーカー研修の第4号である「保育所保育士ルート」に該当するA県内の保育所と認定こども園（以下、「保育所等」とする）の全園（722か所<sup>6)</sup>に、所属する職員を本研究の対象とした。

A県内の保育所等を対象とした選定理由としては、A県教育委員会では、すでに保育所等への保育ソーシャルワーカーの派遣を試みたり、県内自治体の中には、保育所等へのソーシャルワーカーの派遣を検討したりしている状況があるため、「こども家庭ソーシャルワーカー」についても関心が高いと考えたからである。

### (2) 調査内容

調査対象の保育所等（722か所）に対して、以下の①～③を郵送、二次元コードを用いた回答を依頼して、アンケート調査（悉皆調査）を実施した。

- ①保育所保育士ルートのみの内容を図で示したこども家庭ソーシャルワーカーの説明資料
- ②こども家庭ソーシャルワーカーに関する質問項目（属性・基本情報、こども家庭ソーシャルワーカーの認知度・関心度、保育現場における保護者・子育て支援の現状を問う質問）の一覧
- ③②の質問に回答するための二次元コード（Google-Form）

### (3) 倫理的配慮

アンケートは無記名とする等、個人が特定されないように十分に配慮し、アンケートに回答し送信があった時点で、本調査に対しての協力を同意したものとした。

調査期間は2023（令和5）年11月20日から12月28日までを設定し、静岡福祉大学研究計画倫理審査の承認（承認番号SUW23-11）を得てから調査を開始している。

## 4. 結果

本アンケート調査の回収数は75件であり、有効回答者数は75件（有効回答率100%）だった。

なお、本調査では、所属園を代表した回答もしくは個人的回答の判断を、各園に委ねたため、園ごとの回答数が明らかではない。そのため、回収率は算出せず、回答数を「件」と表記することにした。

各質問項目の回答をExcel2019によって整理した集計（単純集計）および自由記述を、以下の(1)～(4)にまとめた。なお、%の数値は、小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位まで示している。よって、各回答の数値の合計が100.0%にならない場合がある。

### (1) 属性および基本情報

A県は、東部・西部・中部の3つエリアに区部されることが多いため、3つのエリアのうち1つを選択する質問項目を入れた。本調査では、中部エリアの保育所等に所属している回答者が38件50.6%で割合が高かった。

回答者の属性で割合が高かったのは、所属は保育所41件54.7%、年代は50代31件41.3%、通算の勤務数は10年以上62件83.8%、現在の役職は保育所長42件56.0%だった。また、現在の役職勤務数はいずれも同じ件数(25件)割合(33.3%)だった。回答者の保有資格は保育士が70件94.6%で最も多かった。すでに、先行している保育士のキャリアアップ研修の受講率は33件44.0%だった。

#### (1)-1 地域

東部	17(22.7)
中部	38(50.6)
西部	20(26.7)

n=75,(%)

#### (1)-2 所属

保育所	41(54.7)
幼稚園型認定こども園	0(0.0)
地方裁量型認定こども園	0(0.0)
幼保連携型認定こども園	31(41.3)
保育所型認定こども園	3(4.0)

n=75,(%)

#### (1)-3 年代

20代	9(12.0)
30代	3(4.0)
40代	18(24.0)
50代	31(41.3)
60代以上	13(17.3)
NA(無回答)	1(1.3)

n=75,(%)

#### (1)-4 通算の勤務数

10年以上	62(83.8)
5年以上10年未満	4(5.3)
3年以上5年未満	4(5.3)
1年以上3年未満	3(4.0)
1年未満	1(1.3)
NA(無回答)	1(1.3)

n=75,(%)

#### (1)-5 現在の役職

保育所長	42(56.0)
主任保育士	8(10.6)
副主任保育士	5(6.7)
保育士等	16(21.3)
地域連携推進員	0(0.0)
その他 (副園長) (看護師)	3(4.0) 2(2.7) 1(1.3)
NA(無回答)	1(1.3)

n=75,(%)

#### (1)-6 現在の役職の勤務年数

10年以上	25(33.3)
4年以上	25(33.3)
4年未満	25(33.3)

n=75,(%)

#### (1)-7 保有資格(複数回答)

保育士	70(94.6)
幼稚園教諭	60(81.1)
社会福祉士	2(2.7)
精神保健福祉士	0(0.0)
介護福祉士	1(1.4)
看護師・准看護師	1(1.4)
保育ソーシャルワーカー	0(0.0)
その他 (社会福祉主事) (教員免許) (記述なし)	5(6.8) 2(2.7) 2(2.7) 1(1.4)

n=139,(%)

#### (1)-8 キャリアアップ研修の受講状況

##### ① 受講の有無

受講あり	33(44.0)
受講なし	41(54.7)
NA(無回答)	1(1.3)

n=75,(%)

##### ② 受講ありの場合の受講科目の状況(複数回答)

保護者支援・子育て支援	14(12.7)
保健衛生・安全対策	13(11.8)
乳児保育	17(15.5)
幼児保育	15(13.6)
障害児保育	16(14.5)
食育・アレルギー	11(10.0)
保育実践	5(4.5)
マネジメント	19(17.2)

n=110,(%)

**(2) こども家庭ソーシャルワーカーの認知度**

本調査では「こども家庭ソーシャルワーカー」を、「知っていた」「よく知っていた」と「知っていた」の総数は14件(18.3%)だった。「知らなかった」「あまり知らなかった」と「知らなかった」の総数が60件(80.0%)で、圧倒的に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を「知らなかった」が多い結果となった。

**(2)-1 こども家庭ソーシャルワーカーの認知度**

よく知っていた	1(1.3)
知っていた	13(17.3)
あまり知らなかった	34(45.3)
知らなかった	26(34.7)
その他 (ソーシャルワーカーの研修に参加してごく最近知った)	1(1.3)
NA (無回答)	1(1.3)

n=75,(%)

**(3) こども家庭ソーシャルワーカーの関心度**

本調査では、こども家庭ソーシャルワーカーを取得したいと「思う」「とても思う」と「思う」の総数が37件(49.3%)、「思わない」「あまり思わない」「思わない」の総数が35件(46.7%)で大きな差はなかったが、こども家庭ソーシャルワーカーを取得したいと思う人が若干多い結果となった。「思う」と回答した人の理由は、現在の保育現場における子どもや家庭の状況、保護者支援などを踏まえた内容が多く、「思わない」と回答した人の理由は、保育士の資格で十分なこと、年齢的なものや研修時間数の負担が挙げられた。こども家庭ソーシャルワーカーの「わからないことや希望等」としては、研修内容や費用の詳細、取得することの意義がわからない、といった記述があった。

**(3)-1 こども家庭ソーシャルワーカーの取得意向**

とても思う	6(8.0)
思う	31(41.3)
あまり思わない	23(30.7)
思わない	12(16.0)
その他 (内容を知ってみたい) (必要であれば、取得したいと思う)	2(2.7) (1)(1.3) (1)(1.3)
NA (無回答)	1(1.3)

n=75,(%)

**(3)-2 (3)-1 で選択した理由 (記述 : 37 件)**

**【とても思う】(記述 : 6 件)**  
 ・子育てに悩みを抱える保護者との相談援助の機会がと多く、自身のキャリアアップのため。

- ・保護者支援が難しくなっている。
- ・現在の子どもや保護者の状況を見た際、必要だと感じる。
- ・今後、必要だと思う。
- ・役に立つと思う。
- ・日常業務において必要なスキルだから。

**【思う】(記述 : 13 件)**

- ・保育ニーズも家庭(保護者)の価値観も多様化してきて相談内容も幅広くなっていくことが見込まれるため。また、時代とともに常識の捉え方も変化しているため、今の時代にあった考え方等、柔軟に受けられる相談者でありたいと考えるため。
- ・興味がある。
- ・同封してあったパンフレットを見て興味をもちました。
- ・助けが必要であれば相談に乗りたい。
- ・興味はあるが、認定されるまでの研修時間が長いため、休みや時間が取れるか心配。
- ・保育の現場で活かすことが出来るのなら、取得したいと思う。
- ・現在もこれからも必要と感ずるため。
- ・支援が必要な保護者や、子育てに楽しさを感じていない保護者が増えつつあると感ずるので。
- ・基本的にはこども園勤務だが、児童相談所に異動することもあり、ソーシャルワークの知識も必要のため。
- ・今後の自分の職に生かせると感じたから。
- ・難しい家庭が多くなっているように思えるため。
- ・今後、役に立つかもしれないので。
- ・以前にスクールソーシャルワーカーの役割と題して、スクールソーシャルワーカーのお話を聞きました。子どもの貧困に向きあい支援されておられるのですが、難しい問題だと思いました。

**【あまり思わない】(記述 : 8 件)**

- ・カウンセリングの勉強は積んでいるので、関心はあるが、今すぐ資格を取得したいとは思えない。
- ・学びは必要だと思います。新しい制度、資格ということで社会的な認知がない(これからの)ため時間をかけられない。
- ・現状もあり積極的になれないです。
- ・現在の仕事が忙しいため。
- ・現時点で、こども家庭ソーシャルワーカーについてよく知らなかったため。
- ・こども家庭ソーシャルワークがよく理解できていないため。
- ・受講する時間がない。今の仕事でいっぱい心身共に余裕がない。退職予定。
- ・資格取得のための学びの時間の確保が十分にできるか不安。こども家庭ソーシャルワーカーについてよく知らないため。

**【思わない】(記述 : 9 件)**

- ・定年の年齢
- ・保育士会の学びで十分。
- ・保育士の負担が大きくなってきている中で、人材も乏しくなっている。また、キャリアアップ研修など半強制的に研修に出さないといけない制度がある。
- ・保育を取り巻く環境が厳しい中で新しいことを次々と求められれば、保育の持続可能性はさらに低くなっていくと思います。大切な内容であることは分かりますが、そもそも保育士養成課程の内容に入れるべきで、雇用側から見て研修を受けられる環境を整備して、新たに資格を取ってもら

うメリットはないと思います。

- ・研修時間が多い。
- ・幼稚園教諭の資格を取得にむけ通信教育の受講中のため。資格があったとしても、保育園としてできることは限られていることを痛感しているため。いくら家庭支援がしたくても、関係機関と連携をとっているつもりでも、どうにもならないことが多すぎて、役所もあてにならないならば、資格とかでなく、自分にできることに全力を尽くした方がいいと思っているため。
- ・難しい事例が多そうで心身への負担が大きそうのため。
- ・年齢が71歳なので、研修時間100時間はきつい。
- ・今必要ない。

**【その他】(記述2件)**

- ・保護者、家庭の支援に難しさを感じることもある。どこまで、この資格が保育現場でのソーシャルワークに生きてくるのかが、現状ではわからないから。確かに保育者がこの資格を取得することで、ソーシャルワーク的な関わりが出来て、少しでも子どもたちの幸せに繋がる、若手職員の負担が減るのであれば、活用したい。
- ・どのようなメリットがあるか。勉強は常にしているが、あらためて資格としてとる必要があるのか。

**(3)-3 こども家庭ソーシャルワーカーについて、わからないことや希望等(記述:17件)**

- ・研修時間が長すぎて、そこまでの時間的余裕はない。
- ・資格の生かし方がわからない。
- ・研修内容が保育士養成課程と重複していませんか、重複していないようであれば盛り込むべきではないでしょうか。
- ・研修方法や取得についてわからない。
- ・短時間で資格取得ができるようですが、現場での実際、この資格があることの優位性が知りたい。
- ・学習内容や必要研修時間等について調べたいと思います。
- ・オンライン受講はとても良いと思います。助かります。
- ・わからないので、教えていただきたい。
- ・どういう内容か知りたい。
- ・研修受講にはお金がかかりますか。
- ・資格取得のための研修についての情報を定期的にこども園に教えてほしい。
- ・職場による研修時間の確保。
- ・ネット等で調べたところ、こども家庭ソーシャルワーカーになるためのルートが3つあったため、保育所保育士ルートについて詳しく知りたいです。
- ・こども家庭ソーシャルワーカーとソーシャルワーカーの違いがわからない。
- ・いつからどこで研修が始まるか等詳細が知りたい。
- ・幼保連携型こども園になって8年目を迎えます。働くお母さんが増え乳幼児を遅くまで預かる事に心の健全の発達を思います。
- ・ソーシャルワーカーの勉強も大事ですが、保育者不足のいま、目の前の子ども達を安全に見守る日々です。

**(4) 保育現場における「保護者・子育て支援」の現状**

こども家庭ソーシャルワーカーに関連した保育現場における「保護者・子育て支援」

の内容を共同研究チームで検討して20項目を立ち上げた。そして、本調査では「現在、すでに実施している」と思う・思わない、「今後、実施したい」と思う・思わないについて尋ねる質問を4件法(4択)で実施した。

各項目の集計を以下の表にまとめ、「現在」と「今後」を比較し、「現在」よりも「今後」の方が、数値の高まりを確認できた部分を「↑」で示した。

結果、「現在、すでに実施している保護者・子育て支援」として、連絡帳による支援49件(65.3%)、担任による個別相談43件(57.3%)、個別支援計画に基づく支援42件(56.0%)、ケース検討会38件(50.7%)、障害児支援・療育関係との連携44件(58.6%)、が、「そう思う」と回答しており、回答者全体の5割を超えた。また、「今後、実施したい保護者・子育て支援」として、連絡帳による支援45件(60.0%)、主任保育士・園長による個別相談43件(57.3%)、栄養士等が同席した専門相談40件(53.3%)、個別支援計画に基づく支援48件(64.0%)、ケース検討会53件(70.7%)、母子保健(保健師等)との連携47件(62.7%)、障害児支援・療育関係機関との連携58件(77.3%)、要保護児童関係機関との連携50件(66.7%)、生活困窮・貧困・生活保護関係機関との連携40件(53.3%)、学校との連携56件(74.7%)、専門職(看護師等)の配置45件(60.0%)が「そう思う」と回答しており、回答者全体の5割を超えた。

独自に取り組んでいる保護者・子育て支援は16件あり、保護者への発信や保護者とのコミュニケーションを図る内容、園内連携や連携に関わる記述、ICTの活用などの記述が見られた。

今後取り組む予定の保護者・子育て支援は7件の記述があり、医療的ケア児への対応のための看護師配置や保護者を対象とした講演会や園内研修、連携に関わる内容などの記述が見られた。

保護者・子育て支援で苦慮していることとしての記述は26件あり、複雑かつ多様な保護者への対応や人的不足などの記述が多くみられた。保育現場では、日々、保護者・子育て支援に苦慮しながらも、様々な取り組みを実践していることが窺えた。

こども家庭ソーシャルワーカーに期待すること」は17件の記述があり、困難・複雑ケースに遭遇した際の「支援」や他機関への「橋渡し」など、こども家庭ソーシャルワーカーに対する期待が挙げられた。

(4)-1 送迎時の支援

	現在	今後	比較
そう思う	29(38.7)	37(49.3)	↑
ややそう思う	28(37.3)	16(21.3)	
あまりそう思わない	12(16.0)	13(17.3)	↑
そう思わない	3(4.0)	6(8.0)	↑
NA (無回答)	3(4.0)	3(4.0)	

n=75,(%)

(4)-2 連絡帳による支援

	現在	今後	比較
そう思う	49(65.3)	45(60.0)	
ややそう思う	22(29.3)	21(28.0)	
あまりそう思わない	2(2.7)	7(9.3)	↑
そう思わない	0(0.0)	0(0.0)	
NA (無回答)	2(2.7)	2(2.7)	

n=75,(%)

(4)-3 ドキュメンテーションによる支援

	現在	今後	比較
そう思う	30(40.0)	43(57.3)	↑
ややそう思う	32(42.7)	27(36.0)	
あまりそう思わない	8(10.7)	3(4.0)	
そう思わない	4(5.3)	1(1.3)	
NA (無回答)	1(1.3)	1(1.3)	

n=75,(%)

(4)-4 個別相談 (担任による)

	現在	今後	比較
そう思う	43(57.3)	51(68.0)	↑
ややそう思う	28(37.3)	18(24.0)	
あまりそう思わない	2(2.7)	2(2.7)	
そう思わない	0(0.0)	0(0.0)	
NA (無回答)	2(2.7)	4(5.3)	

n=75,(%)

(4)-5 個別相談 (主任保育士・園長による)

	現在	今後	比較
そう思う	36(48.0)	43(57.3)	↑
ややそう思う	27(36.0)	22(29.3)	
あまりそう思わない	9(12.0)	5(6.7)	
そう思わない	1(1.3)	0(0.0)	
NA (無回答)	2(4.0)	5(6.7)	

n=75,(%)

(4)-6 専門相談 (栄養士等が同席した相談)

	現在	今後	比較
そう思う	23(30.7)	40(53.3)	↑
ややそう思う	28(37.3)	26(34.7)	
あまりそう思わない	14(18.7)	4(5.3)	
そう思わない	7(9.3)	2(2.7)	
NA (無回答)	3(4.0)	3(4.0)	

n=75,(%)

(4)-7 家庭訪問

	現在	今後	比較
そう思う	1(1.3)	6(8.0)	↑
ややそう思う	7(9.3)	16(21.3)	↑
あまりそう思わない	18(24.0)	23(30.7)	↑

そう思わない	46(61.3)	27(36.0)	
NA (無回答)	3(4.0)	3(4.0)	

n=75,(%)

(4)-8 個別支援計画に基づく支援

	現在	今後	比較
そう思う	42(56.0)	48(64.0)	↑
ややそう思う	24(32.0)	21(28.0)	
あまりそう思わない	6(8.0)	2(2.7)	
そう思わない	1(1.3)	1(1.3)	
NA (無回答)	2(2.7)	3(4.0)	

n=75,(%)

(4)-9 ケース検討会

	現在	今後	比較
そう思う	38(50.7)	53(70.7)	↑
ややそう思う	28(37.3)	20(26.7)	
あまりそう思わない	5(6.7)	1(1.3)	
そう思わない	2(2.7)	0(0.0)	
NA (無回答)	2(2.7)	1(1.3)	

n=75,(%)

(4)-10 ツール (チェックリスト等) の活用

	現在	今後	比較
そう思う	21(28.0)	33(44.0)	↑
ややそう思う	28(37.3)	32(42.7)	↑
あまりそう思わない	19(25.3)	7(9.3)	
そう思わない	5(6.7)	1(1.3)	
NA (無回答)	2(2.7)	2(2.7)	

n=75,(%)

(4)-11 母子保健 (保健師等) との連携

	現在	今後	比較
そう思う	28(37.3)	47(62.7)	↑
ややそう思う	25(33.3)	21(28.0)	
あまりそう思わない	14(18.7)	5(6.7)	
そう思わない	6(8.0)	0(0.0)	
NA (無回答)	2(2.7)	2(2.7)	

n=75,(%)

(4)-12 障害児支援・療育関係機関との連携

	現在	今後	比較
そう思う	44(58.6)	58(77.3)	↑
ややそう思う	21(28.0)	11(14.7)	
あまりそう思わない	6(8.0)	3(4.0)	
そう思わない	2(2.7)	0(0.0)	
NA (無回答)	2(2.7)	38(50.7)	

n=75,(%)

(4)-13 要保護児童関係機関との連携

	現在	今後	比較
そう思う	32(42.7)	50(66.7)	↑
ややそう思う	22(29.3)	18(24.0)	
あまりそう思わない	16(21.3)	5(6.7)	
そう思わない	3(4.0)	0(0.0)	
NA (無回答)	2(2.7)	2(2.7)	

n=75,(%)

(4)-14 生活困窮・貧困・生活保護関係機関との連携

	現在	今後	比較
そう思う	21(28.0)	40(53.3)	↑
ややそう思う	26(34.7)	21(28.0)	
あまりそう思わない	19(25.3)	8(10.7)	
そう思わない	7(9.3)	2(2.7)	
NA (無回答)	2(2.7)	4(5.3)	

n=75,(%)

(4)-15 医療機関との連携

	現在	今後	比較
そう思う	30(40.0)	49(65.3)	↑
ややそう思う	23(30.7)	20(26.7)	
あまりそう思わない	15(20.0)	3(4.0)	
そう思わない	4(5.3)	0(0.0)	
NA (無回答)	3(4.0)	3(4.0)	

n=75,(%)

(4)-16 学校との連携

	現在	今後	比較
そう思う	35(46.7)	56(74.7)	↑
ややそう思う	22(29.3)	15(20.0)	
あまりそう思わない	14(18.7)	1(1.3)	
そう思わない	2(2.7)	1(1.3)	
NA (無回答)	2(2.7)	2(2.7)	

n=75,(%)

(4)-17 スクールソーシャルワーカーとの連携

	現在	今後	比較
そう思う	9(12.0)	31(41.3)	↑
ややそう思う	17(22.7)	32(42.7)	↑
あまりそう思わない	30(40.0)	6(8.0)	
そう思わない	17(22.7)	4(5.3)	
NA (無回答)	2(2.7)	2(2.7)	

n=75,(%)

(4)-18 保育ソーシャルワーカーの活用

	現在	今後	比較
そう思う	11(14.7)	35(46.7)	↑
ややそう思う	15(20.0)	28(37.3)	↑
あまりそう思わない	27(36.0)	8(10.7)	
そう思わない	20(26.7)	2(2.7)	
NA (無回答)	2(2.7)	2(2.7)	

n=75,(%)

(4)-19 専門職(看護師等)の配置

	現在	今後	比較
そう思う	27(36.0)	45(60.0)	↑
ややそう思う	16(21.3)	15(20.0)	
あまりそう思わない	11(14.7)	8(10.7)	
そう思わない	19(25.3)	5(6.7)	
NA (無回答)	2(2.7)	2(2.7)	

n=75,(%)

(4)-20 ICT を活用した支援

	現在	今後	比較
そう思う	19(25.3)	33(44.0)	↑
ややそう思う	25(33.3)	33(44.0)	↑

あまりそう思わない	18(24.0)	3(4.0)	
そう思わない	11(14.7)	4(5.3)	
NA	2(2.7)	2(2.7)	

n=75,(%)

(4)-21 独自に取り組んでいる保護者・子育て支援

(記述：16件)

- ・全家庭を対象に定期面談を行っている。
- ・全園児保育料給食費無償
- ・支援センター事業で出産後家庭訪問
- ・発達コーディネーター等、専門職の配置による支援
- ・個別面談、保育参観や保育参加
- ・ICTに、発達チェックリストを入力し、グラフにして面談などに活用している。
- ・毎月子育て支援会を開催し、一般のお子さんと保護者の方とのふれあい、また相談にのっている。
- ・ドキュメンテーションやおたより、ホームページ等で子供の活動と成長等を知らせている。
- ・看護師による保健だよりと子どもや職員への保健関係の教育(勉強会)とアレルギーや医療的ケア児への保健面談
- ・月1回の園庭開放(地域の子育て支援家庭に向けて)
- ・役所のケースワーカーとの連携。
- ・月に一度程度未就園児のあそぶ会を園で実施。保護者の希望により都合の良い日に、一クラスに一人保育参加をしてもらう。
- ・専門機関との会議 児童相談所との連携
- ・ICTを活用し、園での様子の写真等を使って配信したり、お手紙等はメールフォーム等も使ったりして、時間が取られないよう工夫している。
- ・連絡帳以外に、子どもたちの園での様子を写真付きで毎日掲示している。
- ・気になる子については、主任・園長同席面談を実施
- ・保護者からの相談事例がある時、教職員が共有して理解を心かけ対応している。相談所とも連携をしている。
- ・一人ひとりのポートフォリオをお渡しして、成長を共に喜びあっている。

(4)-22 今後取り組む予定(記述：6件)

- ・子育てに良い影響・悪い影響を与えるものをエビデンスとともに紹介する
- ・子育て講演会
- ・看護師を配置し、医療的支援が必要な園児の受け入れ ICTの活用、導入
- ・ドキュメンテーションは、取り入れていきたい
- ・自治体と連携を図れたらと思っているが、個人情報、プライバシー問題などがあり、なかなか思うように進展していないのが実状である。
- ・園内での勉強会を充実させ、個々の保育者の専門性を高めることで、保護者支援等、努力したいと思います。

(4)-23 苦慮していること(記述：25件)

- ・子どもの人数が多いため面談は年に1度である。希望者にはその都度実施しているが、なかなか時間が取れない。
- ・保護者支援が必要なケースが増えていると感じる。
- ・子育て支援担当の学びの機会が少ない。
- ・小さいときからメディアを見せすぎている、発達支援が必要な子が多すぎる、愛着の問題を抱える子どもの家庭への

伝え方が難しい。

- ・保護者とのコミュニケーションに割く時間が少ない。
- ・全てを無償にする事が支援だと思えない中で、やってもらうのが当たり前、してもらおうのが当たり前で、保護者が我が子を育てようとする気持ちが見られなくなっている事。母子関係が希薄になっている。
- ・人員が増えればもっとより良い保育ができるのではと思う
- ・こちらの意図が伝わりづらく、解釈がちがってしまう。
- ・発達問題、保護者の離婚、虐待等
- ・お便りを配布したり、配信したりしても、保護者が内容を理解できないことがあり、複数の保護者に何回も説明をしている。

園に無理な要求をしたり、苦情を言ったりする保護者がいて対応に困ることがある。

- ・発達の気になる子どもや医療関係との連携について
- ・療育支援（並行通園や専門部署に繋げる）
- ・保育者に求められることが多く、人材、経験値不足の状態での保護者・子育て支援全般について、日々をこなすことで、経験値のある職員への負担が大きいこと。
- ・保育園として、どこまで保護者の要望を受け入れたらいいのか、子どものためにどこまで保護者に代わって支援していったらいいのか、日々葛藤している。
- ・外国人保護者支援
- ・特性の強い保護者への対応
- ・外国籍児の保護者との意思疎通の難しさ
- ・送迎時の支援で、妊婦さんや膝が痛い祖母の為に、車まで送り届けているが、これ以上増えて来ると人員不足になり対応できない。
- ・要支援等特別なこと(特にネガティブな事柄)について、お伝えする技術がわからない。
- ・子育てに不安や悩みを抱えている保護者が増えているため、一時保育事業なども行っていますが、保育士が不足しているため、数人の子どものしか受けることができない。在園児も手いっぱい状況の中、支援していきたくても手が足りないのが悩み。
- ・保護者の方と、園のやり方、方針に理解が得られない。
- ・保護者からの意見
- ・子どもの障害を受容できない保護者やその家族も、独特な特性を持っているケース。
- ・人手不足で、毎日、ケガなく預かることで精いっぱい、「支援」など、やれていないのが現状
- ・仕事優先しますと子どもを朝早くから夕方遅くまで預けることが多く、できれば子どもと向き合う時間を長くとれるよう心かけて欲しい。

子ども園になって思うのは離婚率が高く、母子家庭が増えていること。

(4)-24 こども家庭ソーシャルワーカーに期待すること

(記述：17 件)

- ・日本は専門職としての仕事の線引きがあやふやなので、それぞれの専門職の橋渡しができる資格であると良いと思う。
- ・親が我が子を愛おしく思えるようにする事
- ・より知識と経験をもっているソーシャルワーカーが入ることによって多角度からの視点でとらえることができると思う。
- ・養育困難、虐待、精神疾患、リスクが高い家庭への支援や介入
- ・虐待が疑われるなど、支援が必要であると思われる家庭と

の架け橋

- ・関係機関との連携業務
- ・一般の子ども向けの子育て支援事業の運営
- ・様々な機関への橋渡し役
- ・自分の園は主任が 2 人いるので、何とかなっている部分があるが、一人しかいない園ではソーシャルワーカーの手助けがあれば、園長、主任の負担が減ることと、専門家の意見があれば助かると思う。
- ・単に必要な支援をその時のみだけでなく、その子、その家庭全体を継続していつでも、頼ってみようと思える質の高いソーシャルワーカーの各園配置。現場の保育者が兼任する形でなく、外部からいずれば、配置してほしい。
- ・保育士よりも踏み込んだ親支援ができると良いと思う
- ・専門の相談窓口があり保育士が現場で相談やクレームを受けるのではなく、窓口ですべて対応してほしい
- ・個人では力量の差等あるため、一人で担当するのではなく、担当者はいても複数のチームで方針や対応をしてもらえると、主観でなく客観的に見通しをもった対応ができるのではないかなと思う。

必要に応じて、保育園、小学校、中学校と、きれることなく引き継いでいってほしい。

- ・複雑な家庭環境の対応
- ・地域の人や、車置き去り事件や不適切保育に関心が向くようになり、車の中に、子どもが寝ているからと窓を少し開けて少しだけ車から離れただけなのに、警察に通報され、後日、警察に赴き事情を聞かれて、指導をうける。また、家側をと通りかかった時、母の怒鳴り声で、子どもが泣いていると直ぐ警察に通報する事が多くなってきている。役割としては、児童相談所や市の担当者からの連絡を受けて子どもの様子や父母がどんな人か、例えば、二人目を妊娠していて不安定でイライラしていたなどの情報を伝え家庭訪問時に役立てていただく。
- ・家に籠りがちな方へのアプローチができ、保護者を通して子どもへもアプローチできると良い。
- ・保護者にとって「資格」というのは、とても重さがあると思うので、たくさんの方が資格を持った保育士として現場で働いてもらいたいと痛感する。
- ・保育者のリカレント教育現場の保育者の忙しさもありますが、保育者の資質の向上を切に思う。

5. 考察

本研究は、こども家庭ソーシャルワーカーの「保育所保育士ルート」に該当する保育士等を対象に、こども家庭ソーシャルワーカーに関連したアンケート調査を実施することで、保育現場における「こども家庭ソーシャルワーカー」の認知度や関心度、保育現場における「保護者・子育て支援」の現状を明らかにすることを目的として研究を進めた。結果、A 県内では、アンケートの回収数は少なかったものの、概ね、新たな子ども家庭福祉分野の資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」に対する認知度や関心度の状況、こども家庭ソーシャル



ワーカーに関連した保育現場における「保護者・子育て支援」の現状を窺えることができたのではと考えられる。

本調査結果から、A県内の保育所等での「こども家庭ソーシャルワーカー」の認知度は高くなかったこと、また、こども家庭ソーシャルワーカーを取得したいと思う回答者が若干多いことが明らかになった。本調査を実施することで、こども家庭ソーシャルワーカーを知る機会や資格取得を考える機会になった回答者もいたようだが、資格や資格取得に関心を持って、長時間の研修時間の受講や、保育現場における業務負担増の状況、すでに先行しているキャリアアップ研修などもあることから、取得意向にはつながらない傾向が自由記述などから示唆された。

こども家庭ソーシャルワーカーに関連した保育現場における「保護者・子育て支援」についての調査結果からは、「現在、すでに実施している保護者・子育て支援」として、連絡帳による支援、担任による個別相談、個別支援計画に基づく支援、ケース検討会、障害児支援・療育関係との連携が実施されている園が多く、また、「今後、実施したい保護者・子育て支援」として、連絡帳による支援、主任保育士・園長による個別相談、栄養士等が同席した専門相談、個別支援計画に基づく支援、ケース検討会、母子保健（保健師等）との連携、障害児支援・療育関係機関との連携、要保護児童関係機関との連携、学校との連携、専門職（看護師等）が挙げられ、担任の負担減を考えた園内連携や園内組織づくり、保育者や保育現場では抱えきれない課題への対応として専門職や専門機関との連携が、今後保育所等での保護者・子育て支援に必然になっていくことが示唆されるような結果となっている。

現在、独自に取り組んでいる保護者・子育て支援としては、保護者への発信や保護者とのコミュニケーションを図る内容、園内連携や連携に関わる記述、ICTの活用などの記述が見られた。今後取り組む予定の保護者・子育て支援としては、医療的ケア児への対応の

ための看護師配置や保護者を対象とした講演会や園内研修、連携に関わる内容などの記述がみられた。保育現場では、日々、保護者・子育て支援に苦慮しながら、試行錯誤しながらも、子どもと家庭のために必要な支援に取り組んでいることが示唆される。

保育者が「こども家庭ソーシャルワーカーに期待すること」として、困難・複雑ケースに遭遇した際の「支援」、他機関への「橋渡し」などが、こども家庭ソーシャルワーカーに対する期待が挙げられた。その背景には、保育現場・保育者だけでは、支援しきれないケースの増加が考えられ、こども家庭ソーシャルワーカーの創設を機に、保育現場における「こども家庭ソーシャルワーカー」のあり方についても考えていく必要がある。

## 6. おわりに

本報告は、アンケート調査の結果を集計（単純集計）と自由記述を整理したデータのみによる考察・報告であり、こども家庭ソーシャルワーカー創設までの経緯の整理や先行研究との比較、量的分析（クロス集計、SPSSなどのデータ分析ソフトを活用した分析）、質的分析（カテゴリー分類、テキストマイニングなどを活用した分析）などが不十分である。そのため、現在、本稿執筆と同時に、さらに詳細な量的分析や質的分析を行い、その詳細分析の結果から、保育士・社会福祉士の養成校の立場や研究者としての考察を実施している。詳細分析の結果は、本研究チームメンバーである各研究者が所属する学会等で報告し、本研究チームメンバー外の見解の集約や検討を行っている。また、本研究では、アンケートの回収数が少なかったため、今後、A県以外の地域を対象とした調査などにも着手して研究を継続していきたいと考えている。

## 謝辞

お忙しい中、本研究調査にご協力いただいた保育所と認定こども園に所属する職員の方々に感謝いたします。

本研究は、静岡福祉大学令和5年度特別研究費（代表：灰谷和代）を受けて実施したものである。

---

注

- 1 こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926\\_policies\\_jidougyakutai\\_26.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidougyakutai_26.pdf)  
(2024.10.閲覧)
- 2 令和4年改正福祉法の概要  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a7f548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/5d69bb89/20240415\\_policies\\_jidougyakutai\\_Revised-Child-Welfare-Act\\_76.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7f548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/5d69bb89/20240415_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_76.pdf) (2024.10 閲覧)
- 3 内閣府令第72号（令和5年11月14日付）改正児童福祉法施行規則第5条の2の8による。  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/4dfcd1bb-0eda-4838-9ea6-778ba380f04c/8d842247/20240424\\_policies\\_boshihoken\\_tsuuchi\\_2023\\_81.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4dfcd1bb-0eda-4838-9ea6-778ba380f04c/8d842247/20240424_policies_boshihoken_tsuuchi_2023_81.pdf) (2024.10.閲覧)
- 4 こども家庭庁から「こども家庭ソーシャルワーカー認定資格」の研修認定、試験、登録を行う機関として認定されている機関である。  
一般財団法人ソーシャルワークセンター  
<https://www.jswc.or.jp/> (2024.10.閲覧)
- 5 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会（厚生労働省,2022年7月～2023年3月,計2回開催）によって、2023（令和5）年3月29日に公開された「とりまとめ」である。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001079605.pdf> (2024.10. 閲覧)
- 6 A県や県内自治体のホームページ等で公開されている保育所等から当該園を選定した。

# 図画工作科におけるデザイン教育の一考察

## — 教科書から現状を探る —

八木朋美

Consideration to Design Education on the Subject of Arts and Crafts:  
Research into its Current Situation with the Textbooks

Tomomi Yagi

### 1. はじめに

小学校図画工作科におけるデザイン教育について、その現状を先行研究から知ることは困難である。清水(2011)は、小学校におけるデザイン教育について、学習指導要領や教科書からの考察を経て、デザイナーへのインタビューに基づいてその可能性を探っている。

本稿では、先行研究で扱われていない、平成29(2017)年告示の学習指導要領に対応している、平成30(2018)年度検定の教科書を基に、図画工作科におけるデザイン教育の現状を探ることを目的とする。

### 2. 普通教育における「デザイン」

普通教育における「デザイン」の定義は、曖昧であると言わざるを得ない。大泉(2010)は、普通教育におけるデザイン教育は「その規定が曖昧なまま現在に至っている」<sup>1</sup>と述べている。小泉(2008)は、デザインの定義を「他の人間や社会や自然との積極的な関わりを通して自ら課題を発見し、創造的思考力を働かせて問題解決のための構想や計画を練り、より良い生活の実現を目指すプロセス(知的、生産的行為)」<sup>2</sup>としている。清水(2011)は、この小泉の定義について、「デザインの本義に立ち返りながら、普通教育にふさわしいデザインの意味として導きだされたものであり、現代社会の中で広く行われている活動にも有機的に結びつくものとして「デザイン」を捉えたものと考えられる」<sup>3</sup>と述べている。筆者は、デザインとは「事物の目的の設計や目的達成のための発想・構想・設計、それらを表現する課程及び表現した事物」と捉えている。主旨は概ね共通しているが、小泉の定義は「表現した

事物」を含まず、「表現する課程」のみを指している。デザインの定義はさまざまにあるが、普通教育におけるデザインの定義はどこにも明示されておらず、現状は各教員の解釈に委ねられていると推察される。

### 3. 学習指導要領にみるデザイン教育

学習指導要領に「デザイン」という言葉は使用されていなくとも、図画工作科にはデザイン教育が含まれている。「デザイン」という言葉は、昭和33(1958)年告示の学習指導要領で初登場し、平成20(2008)年告示で使用されなくなり現在に至る。安倍・西村(2012)は、学習指導要領の変遷を辿り、平成20(2008)年告示におけるデザインの扱いについて「児童の発達や活動の実態に即し、表現や鑑賞の活動のなかで様々な形をもって有機的あるいは複合的に現れてくることを示していると考えられ、デザインという用語を使用することなく、子どもの発達段階に伴ったデザイン能力を養うことについての確に示している」<sup>4</sup>と考察している。また、清水(2011)は、昭和33(1958)年から平成20(2008)年までの学習指導要領に沿って作られた教科書について、その内容の変遷を追う中で(デザインの)「言葉の有無はあるが、実際の題材の取り扱いに大きな変化が認められない」<sup>5</sup>と指摘している。

平成29(2017)年告示の学習指導要領解説からデザインに関する内容を考察した際、「表現」領域の「造形遊びをする」と「絵や立体、工作に表す」の「工作」について、デザインの能力を指すと思われる記述を確認している<sup>6</sup>。大泉(2014)は、「造形遊び」とデザイン教育について「造形遊びが造形教育の歴史的変遷過程

において、子どものためのデザイン教育と関係を持ちながらその位置づけを獲得していった<sup>7)</sup>ことを明らかにしている。また、「小学校学習指導要領においてデザインは「絵」「立体」と一体化されて示されているとは言え、工作に対応していると考えられる<sup>8)</sup>とも述べている。

#### 4. 学習指導要領にみる子どものデザイン発達

大泉(2014)は、「子どものためのデザイン教育／子どもによるデザイン実践」のシーケンスをまとめている。(表1<sup>9)</sup>)これは、平成20(2008)年告示の学習指導要領解説に示されている各学年における子どもの発達の特徴の要点と、テキサス大学で編纂された初等教育向けデザイン学習に関する準教科書に示されている『Our Expanding vision. Art Series Grades 1-8. Austin Texas／初等学校在学8年間にける一般的成長の特徴及び子どもの学習経験の伸長と拡大』の要点との比較検討を行ない、それらを整理したものである。参照の学習指導要領解説は現行のものではないが、子どもの発達の要点は大きく変化するものではないため、参考になると考えられる。

学校	学齢	子どもの一般的特徴	子どものデザイン発達
小学校	6・7	●全身でかかわる	○全身の感覚でかかわる
第1学年	7・8	●刻々と変化する活動	○思いのままに
第2学年			○試す
小学校	8・9	●チャレンジ精神に富んでいる	○試行錯誤
第3学年	9・10	●友人とかかわりあうようになる	○手の巧緻性の向上
第4学年		●手の巧緻性の向上	○みることと価値付与する
			○生活の中の感情
小学校	10・11	●自分なりの見方や考え方の芽生え	○自己評価の芽生え
第5学年	11・12	●客観的な見方や考え方の芽生え	○経験に基づく計画性
第6学年		●見通しをもつ	○文化への理解と批評
中学校	12・13	●身近な他者の意識	○身近な他者の意識
第1学年		●具体性と夢想性の二重性	○造形の基本原理の理解
		●見通しをもつ	○手ごたえ(効力)の実感
			○慮る
			○見通しをもつ
			○生活と造形への意識
中学校	13・14	●自我意識の強化	○独創性の芽生え
第2学年	14・15	●論理的思考の伸長	○造形の基本原理の理解
第3学年		●他者意識	○内面世界の拡充
		●社会への関心	○自立的な計画
			○造形の日常化
			○社会参画
			○文化への理解
			○表現の拡張

表1 子どもによるデザイン実践のシーケンス(Sequence)

### 5. 教科書にみるデザイン教育

#### 5-1. 方法

平成29(2017)年告示の学習指導要領に対応する、平成30(2018)年度検定の図画工作の教科書(日本文教出版/令和5年印刷・発行)を対象とし、「表現」領域「造形遊びをする活動」「工作に表す活動」の題材や内容をデザイン教育の観点で確認し、その結果を考察する。その際、大泉のシーケンス表も参照する。

#### 5-2. 「工作に表す活動」結果と考察

活動の題目やその内容、学習のめあてにおいて、「デザイン」という言葉は使われていなかったが、第3・4学年下に掲載された活動の題目に「クリエイター」という言葉が登場した。(図1<sup>10)</sup>)「ギョギコトントン クリエイター」という題目で、「のこぎりでいろいろな形に切った木を組み合わせて、生活で使えるものをつくる<sup>11)</sup>」という内容である。学習のめあてに、「木を切ることや、生活で使えるものをつくることを楽しむ<sup>12)</sup>」とあり、デザインを連想させる内容である。



図1 「ギョギコトントン クリエイター」掲載ページ

「工作に表す活動」の各学年による内容を整理する。第1・2学年では、材料や形から発想したものを表現する活動から、徐々に簡単な仕組み(例えば、紙の窓が開く仕組み、音が鳴る仕組み)を生かして発想する内容になる。第3・4学年では、材料や科学的な仕組み(例えば、ゴムの力で動く仕組み、磁石の力の仕組み)などから発想を膨らませ、徐々に生活を楽しむものや、気持ちを表現する活動も現れる。第5・6学年で

は、材料を自分で見つけ、より複雑な仕組み(例えば、コマ撮りアニメーションの仕組み、クランクの仕組み)から発想する活動になる。また、生活を楽しく豊かにしたり、使い方や使う場所を思い浮かべたり、用途を考えたりして発想する内容になる。低学年では思いついたものを形にする経験を積み重ね、学年が上がるにつれて徐々に目的に深く向き合ったり、難しい仕組みに向き合ったりする活動に変化していく。生活と照らし合わせたり、機能するかどうかを考えたり、他者や社会に向き合ったりする内容も加わる。

「工作に表す活動」は、自分の表したいことを基にこれを実現していこうとする活動であり、自分の発想をどう表現として落とし込むか、思考を整理することが重要である。教科書には、それぞれの活動や発想のヒントとなるコメントや写真、仕上がった作品の掲載がされている。しかし、思考を整理する方法については、第3・4学年上「空きようきのへんしん」で「絵にかいて考えてもいいね。」とアイデアスケッチの紹介(図3<sup>13</sup>・図4<sup>14</sup>)があったのみで、その他の記載は見られなかった。

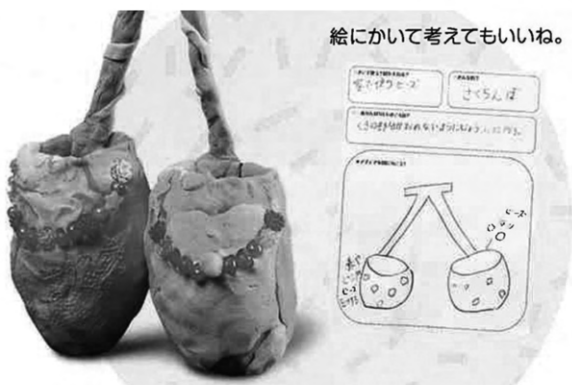


図2 「絵にかいて考えてもいいね。」

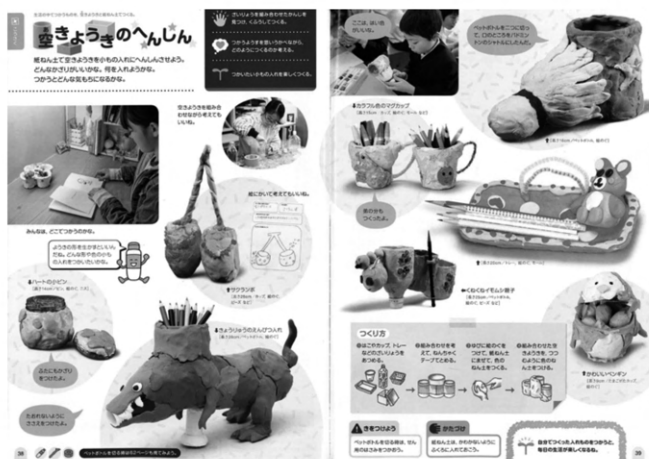


図3 「絵にかいて考えてもいいね。」掲載ページ

### 5-3. 「造形遊びをする活動」結果と考察

「造形遊びをする活動」の各学年による内容を整理する。第1・2学年では、してみたいことやできることを思いのままに試したり楽しんだりすることや、全身の感覚で関わるのが重視されている。第3・4学年では、「試しながら」思いついたり、「確かめながら」考えたりすることがめあてに頻出し、試行錯誤をすることが重視されていると分かる。また、手の巧緻性の向上を生かして、意識的に色や形に向き合うことも同様である。第5・6学年では、場所や空間の奥行きや遠近、雰囲気、または抽象的な対象(思い出)などに向き合い、自分なりの見方や考え方を生かして表現する活動が多く見られる。対象の色や形などの特徴について、主観と客観を行き来しながら捉えたり、生活の中の感情を振り返ったり、他者や社会を意識したりすることを目指す内容になる。

具体的な活動の内容を見ると、低年齢ほど、膨大な量の材料を使った活動が目立つ。例えば、第1・2学年上の「いっぱいつかってなにしよう」は、たくさんの同じ材料を基に思いついた活動を楽しむ内容で、大量の空き箱やプラカップ、洗濯バサミなどを使って活動を楽しむ児童の写真が掲載されている。(図4<sup>15</sup>)他の造形遊びをする活動も、材料は新聞紙や段ボール、布や紐など、身近にあるものが使われているが、数量に関しては非日常的な量が用いられている。解説には、造形遊びをする活動の指導にあたり「活動と材料などの関係に配慮する必要がある。例えば、材料からの発想を広げるために、材料の種類や量を豊富にしたり、材料からの発想を深めるために、材料の種類や量を絞って用意したりするなどが考えられる」<sup>16</sup>と記されている。低学年においては、思いのままに全身の感覚で関わるができるように、また、感覚を刺激し発想を広げられるように、材料の量を豊富に用意する活動が多いと考えられる。学年が上がるにつれて、材料の種類や量を絞り、発想を深める内容へ移り変わる。

### 5-4. 二つの活動についての考察

デザイン教育において、「造形遊びをする活動」も「工作に表す活動」も“発想や表現を繰り返し、試行錯誤をする過程”が重要だと考えられる。プロダクトデザイナーの青木(2022)は、小学校に図画工作の展示を観に行った際、「指定された何かを作る=技術」と「自由に作る=芸術」しかないことに気づき、ショックを



図 4 「造形遊びをする活動」第 1・2 学年活動例

受けたと述べている。そして、「目的のための試行錯誤＝開発」のための工作があることを子どもたちに伝えたいと考え、そのような機会を創出している。「一つ作って完成ではなく、考えて試すことの繰り返しが大事であり、作るべきなのは「作品」ではなく「試作品」である」とも説いている。<sup>17</sup>

現状の図画工作科の活動では、“発想や表現を繰り返し、試行錯誤をする過程”よりも、何かを作り上げることに重きを置く傾向があるのではないかと推察される。清水 (2011) は、昭和 33 (1958) 年に図画工作科におけるデザイン教育を検討した際の状況を想像し、「普通教育としてのデザイン教育の理念を検討するよりも先に、まず具体的に現場で何を指導するかという「内容」が重視されたと言う事情があったと考えられる」<sup>18</sup>と考察している。その内容とは、自由な構成や色や形の基礎的な造形練習であり、専門的なデザインのために行われた基礎的な造形表現であると述べる。「そしてその造形表現を重視する姿勢は、質的な変化が起こらないまま現在に至っている」と指摘している。

教科書には、技術の説明や発想するためのヒントは見られるものの、発想を深める方法や思考を整理する方法についてはほぼ記載がない。小学校では、教員が幅広い科目を担当する状況にあり、図画工作科の授業もそこに含まれている。このような状況で、教科書にそれらの具体的な記載がないことは、懸念材料であると考えられる。

## 6. まとめ

教科書を基に、「表現」領域の「造形遊びをする活動」「工作に表す活動」の題材や内容をデザイン教育の観点で確認し、その結果を考察することを通して、図画工作科におけるデザイン教育の現状を探った。両活動にデザイン教育に繋がる内容は含まれているものの、デザインにおいて重要な“発想や表現を繰り返し、試行錯誤をする過程”をより意識した活動内容を検討したり、指導方法を工夫したりすることが必要であるとされる。今後も、図画工作科におけるデザイン教育の現状とそのあるべき姿について探っていきたい。

## 註

- 1 大泉義一 (2010) p.125 より引用
- 2 小泉 薫 (2008) p.225 より引用
- 3 清水 翔 (2011) p.185 より引用
- 4 安倍泰 西村俊夫 (2012) p.306 より引用
- 5 清水 翔 (2011) p.187 より引用
- 6 八木朋美 (2024)より要約
- 7 大泉義一 (2014) p.237 より引用
- 8 大泉義一 (2014) p.171 より引用
- 9 表1は、大泉義一 (2014) p.308 より引用
- 10 日本児童美術研究会 (2023)「図画工作3・4下  
ためしたよ 見つけたよ」p.18 より引用
- 11 同上
- 12 同上
- 13 日本児童美術研究会 (2023)「図画工作3・4上  
ためしたよ 見つけたよ」p.38 より引用
- 14 日本児童美術研究会 (2023)「図画工作3・4上  
ためしたよ 見つけたよ」p.38-39 より引用
- 15 日本児童美術研究会 (2023)「ずがこうさく1・2  
たのしいな おもしろいな」p.38-39 より引用
- 16 文部科学省 (2018) p.28 より引用
- 17 青木亮作 (2022). p.61 より引用
- 18 清水 翔 (2011). p.187 より引用

## 引用文献

- 大泉義一 (2010). 「子どものデザイン」の教育的可能性に関する試論 —〈感覚〉と〈イメージ〉から創造的問題解決へ— 美術教育学 美術科教育学会誌, 第31巻, 125-138
- 小泉 薫 (2008). 中学校美術科における「デザインの定義」に関する一考察 美術教育学 美術科教育学会誌, 第29巻, 219-231
- 清水 翔 (2011). 小学校におけるデザイン教育の可能性を探る —デザイナーへのインタビューに基づいて— 美術教育学 美術科教育学会誌, 第32巻, 185-196
- 安倍泰 西村俊夫 (2012). 美術教育におけるデザインの意味の変遷に関する一考察 上智教育大学研究紀要, 第31巻, 299-309.
- 八木朋美 (2024). 図画工作科におけるデザイン教育の一考察 —小学校学習指導要領の変遷— 静岡福祉大学子ども未来ラボ研究会
- 大泉義一 (2014). 「子どものデザイン」の原理と実践

—我国における子どものためのデザイン教育の変遷から展望へ— 東京学芸大学, 1-446

日本児童美術研究会 (2023). 図画工作3・4下 ためしたよ 見つけたよ 日本文教出版

日本児童美術研究会 (2023). ずがこうさく1・2 上 たのしいな おもしろいな 日本文教出版

日本児童美術研究会 (2023). 図画工作3・4上 ためしたよ 見つけたよ 日本文教出版

文部科学省 (2018). 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 図画工作編 日本文教出版

青木亮作 (2022). アイデアとかデザインとか 株式会社翔泳社

## 参考文献

- 兼間和美 (2020). 小学校学習指導要領「図画工作」科教育に示された「造形遊び」の意味 —乳幼児教育における領域「表現」との関連性についての一考察— 四国学大校学際融合研究所年報, 第1号, 17-23
- 隅 敦 竹内晋平 (2021). 義務教育9年間を見通した図画工作・美術科教員養成に関する研究 —「三つの資質・能力」を視点とした大学授業の実践を中心に— 次世代教員養成センター研究紀要, 第7号, 151-159

